

鹿角市公共建築物等木材利用行動計画

【平成24年3月5日策定】

第1 計画策定の趣旨

この計画は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第9条第1項の規定に基づき策定した「鹿角市木材利用促進基本方針」を受けて、鹿角市が整備する公共建築物及び公共土木工事等の具体的な目標や推進体制を定め、地元産木材の利用促進に取り組む。

第2 基本的事項

1 計画期間

平成24年度から平成29年度までの6年間。

2 対象範囲

- (1) 市が整備する公共の用又は公用に供する建築物
- (2) 市が整備する道路、河川、公園、土地改良、林道等の公共工事における土木構造物
- (3) 市が調達する机や書棚等の備品、消耗品
- (4) 間伐材等の木質バイオマス化と木質エネルギーの活用

第3 取り組み内容

1 公共建築物の木造化・木質化及び解体材の木質バイオマス化

(1) 木造化への取り組み

【木造化の基準】

市が整備する新築・増築又は改築する公共の用又は公用に供する建築物においては、以下に掲げる場合を除き、高さ13m以下かつ軒高9m以下で、延べ面積3,000㎡以下の施設については、原則として木造とし、内装等は可能な限り木質化を図る。

なお、上記基準以外の施設であったとしても、木造と非木造の混構造の採用を検討する。

ア 建築基準法の法令の規定により、求められる強度、耐火性等の性能を満たすために極めて断面積の大きな木材を使用する必要があるなど、現状では構造計画やコストの面で木造化が困難と認められる場合。

イ 災害応急対策活動に必要な施設、危険物を貯蔵する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化に馴染まない又は木造化を図ることが困難と判断される場合。

ウ その他やむを得ない事由により木造の使用が適当でないと認められる場合。

【取り組み目標】

目 標：毎年度の木造化施設率＝100%

算定式：木造化施設率＝（木造化施設数／木造化可能施設数）×100

〔留意事項〕

- i) 木造化可能施設数は、市が整備する公共の用又は公用に供する建築物において、前述の木造化の基準に該当する建築物数とする。

- ii) 木造化施設とは、構造上重要な部分（柱、梁、桁など）に50%以上木材を使用するとともに、木材使用量の概ね70%以上を国産材とし、うち地元産木材を50%以上使用する施設とする。
- iii) 県の補助事業については、公共建築物の木造化及び内装木質化の推進に関する基準（平成23年5月30日県産材利用推進会議決定）別紙2公共建築物の木造化についての基準に準じ建設する。

(2) 内装の木質化への取り組み

【内装の木質化の基準】

市が整備する新築・増築又は改築する公共の又は公用に供する建築物にあつては、木造・非木造にかかわらず、関係法令、コスト等の制約がある場合を除き、壁や天井等の内装を可能な限り木質化する。

【取り組み目標】

目 標：毎年度の木質化施設率＝100%

算定式：木質化施設率＝（木質化施設数／木質化可能施設数）×100

〔留意事項〕

- i) 木質化可能施設数は、市が整備する公共建築物数とする。
- ii) 木質化施設とは、木質化が可能な施工面積に対する木質化した施工面積の割合（木質化率※）が30%以上とするとともに、木材の使用割合条件については、木材使用量の概ね70%以上を国産材とし、うち地元産木材を50%以上使用する施設とする。
 ※ 木質化率＝（壁・天井等で木質化した箇所の施工面積）／（壁・天井等で木質化が可能な施工面積）
- iii) 県の補助事業については、公共建築物の木造化及び内装木質化の推進に関する基準（平成23年5月30日県産材利用推進会議決定）別紙3公共建築物の木質化推進基準に準じ建設する。

(3) 建具等

市が整備する新築・増築又は改築する公共の用又は公用に供する建築物にあつては、次表の利用例を基本とし、ドア、窓等（窓枠を含む）の建具等は、地元産木材を使った製品を積極的に調達する。

ただし、法令、維持管理、コスト及び防護防犯機能の点で合理性を欠く場合はこの限りではない。

〔積極的に活用する建具等の利用例〕

建具等	木製ドア、木製引き戸、木製窓（窓枠を含む）、家具 等
-----	----------------------------

(4) 木質バイオマス化とその活用

市が解体する公共の用又は公用に供する建築物及び市有林の間伐材にあつては、燃料利用に供するため、可能な限り木質バイオマス化を図るとともに、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーを積極的に導入する。

ただし、維持管理、コストの点で合理性を欠く場合はこの限りではない。

2 公共土木工事における地元産木材の利用

【地元産木材利用の基準】

市が行う公共土木工事において、次表の木材利用例を基本として、積極的に地元産木材を活用する。

〔積極的に活用する工事関係資材等の利用例〕

道 路	木製ガードレール、木製デリネータ（視線誘導柱）、間伐材パネル、転倒防止柵、案内板、工事用看板、仮設防護柵 等
河 川	木工沈床、護岸工、杭柵、工事用看板、仮設防護柵 等
公 園	案内板、柵、標識類、遊具、ベンチ、あずまや、歩道階段、手すり、野外卓、パーゴラ、遊歩道路盤材、丸太階段、木製階段、木柵護岸、植栽支柱、工事用看板、仮設防護柵 等
土地改良・林 道	簡易土留め、柵工、筋工、工事用看板、仮設防護柵 等
そ の 他	工事用看板 等

3 地元産木材を使った机や書棚等の備品及び消耗品の調達

次表の利用例を基本とし、地元産木材を使った製品を積極的に調達する。ただし、維持管理、コストの点で合理性を欠く場合にはこの限りではない。

〔積極的に活用する木製品の利用例〕

備 品	机・椅子（事務、打合机 等）、収納家具（書棚、ロッカー 等）
そ の 他	案内板、掲示板、傘立て、文房具 等

第4 推進体制

1 庁内の推進体制

公共部門の木材利用を推進するため、農林課長は必要とする関係各課等と協議を行い、毎年度の木材利用等の実績と当年度の利用計画を把握し、計画の進捗状況を管理、検証しながら、必要に応じて目標等の見直しを行う。

2 地元産木材の利用の推進と安定供給のための連携

地元産木材の安定供給と積極的な利用を推進するため、秋田県鹿角地域振興局農林部森づくり推進課、鹿角市農林課、林業事業体、木材業界、建築業界、建設業界等との連携を強化し、木材の具体的な利用方法の検討などを行う。

担当課名	事業名	概 要	工事内容	木造化	木質化	その他
都市整備課	市営住宅整備事業	花輪駅西住宅の整備や老朽化した市営住宅の整備。	花輪駅西住宅建設工事 ・一戸建て7棟	○	○	—
	公園施設整備事業	市民の憩いの場としてふさわしい公園整備を進めるほか、公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化した遊具やフェンス等を改修。	公園施設整備工事 ・四阿 2棟 ・トイレ 1棟	○ ○	— ○	— —
スポーツ振興課	体育施設整備事業	大規模スポーツ大会開催会場の環境整備とスポーツ交流の核となる体育施設の整備を進めます。	クロカンハウス改修工事 1棟	○	○	—
政策企画課	(仮称) 学習文化交流施設整備事業	図書館、文化ホール、市民センター、子育て支援施設、交流広場の機能で構成する拠点となる複合施設を建設。	(仮称) 学習文化交流施設建設工事 1棟	×	○	—
消防本部	消防団施設整備事業	消防団活動の充実を図るため、各地域の消防団活動拠点施設の整備を進める。	消防団拠点施設整備工事 2棟	○	—	—
計	5事業			13棟	10棟	—